

# 桃山体育王国スポーツクラブ規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 このクラブの名称は、「桃山体育王国スポーツクラブ(以下「クラブ」という。)と称し、事務局は、和歌山県紀の川市桃山町調月384番地「紀の川市総合センター桃山会館内保健衛生室」に置く。

### (目的)

第2条 このクラブは次の各号の目的を達成するため活動する。

- (1) 幼児や小学生の子どもに色々なスポーツ・文化を体験する場を提供し楽しく活動させることで、将来、自分の好きなスポーツ・文化活動を見つけて主体的に取り組むことができる子を育てる。
- (2) すべての年代の人が、色々なスポーツ・文化を楽しく体験できる場を提供し、生涯にわたりスポーツ・文化を愛し、親しむ人が集う紀の川市桃山町にぴったりのクラブを作る。
- (3) 新たなスポーツ・文化活動愛好者を育成することで、地域のスポーツ・文化活動人口の増加に努める。
- (4) スポーツ・文化活動を通じて、地域住民の健康増進と地域コミュニティの構築を促進し、核家族化・高齢化・過疎化を見据え「いじめのない」「生きがい、活気のある」桃のふるさとを目指す。

### (事業)

第3条 クラブは前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スポーツ・文化に関するスクール(教室)・サークルの設置運営
- (2) 各種研修会や講習会の開催
- (3) 各種大会やイベントの開催
- (4) スポーツ・文化・クラブに関する広報活動
- (5) 前4号に掲げるもののほか、クラブの目的達成のために必要な事業・活動

## 第2章 会員

### (会員の種類)

第4条 クラブの会員は次のものをいう。

- |              |                       |
|--------------|-----------------------|
| (1) 正会員      | クラブの事業を運営する者          |
| (2) 事業会員     | クラブの事業に参加する中学校卒業者以上の者 |
| (3) ジュニア会員   | クラブの事業に参加する中学生以下の者    |
| (4) 賛助会員     | クラブの目的に賛同し賛助する者、または団体 |
| (5) ボランティア会員 | スタッフとしてクラブ運営に協力する者    |

### (入会要件)

第5条 クラブに入会する者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 原則として紀の川市桃山町内に在住または在勤、在学しクラブの目的に賛同する者。ただし、目的に賛同する者であれば区域外でも入会することができる。
- (2) クラブの定める規約、規程及びクラブの諸注意を遵守できる者。

### (行為等の禁止)

第6条 クラブの会員は、事業中において次の行為をしてはならない。

- ( 1 ) クラブの名誉を傷つける行為。
- ( 2 ) クラブ会員を傷つける行為及び発言。
- ( 3 ) クラブ関係者及び事業指導者が迷惑する勝手な行為及び危険行為。
- ( 4 ) あいさつ等の礼儀を重んじない行為。
- ( 5 ) 事業参加時に、準備体操、整理体操及び後かたづけ（清掃）を行わないこと。
- ( 6 ) 使用施設管理者が定める条例及び規則に違反する行為。
- ( 7 ) 使用施設、用具等を破損する行為。
- ( 8 ) 無断欠席・無断遅刻・無断帰宅等の行為。
- ( 9 ) 伝染病疾患等を完治せず事業に参加すること。
- ( 10 ) クラブ事業以外の物品販売その他これに類する行為及び寄付の募集
- ( 11 ) クラブ事業以外の宣伝その他これに類する行為
- ( 12 ) 選挙活動
- ( 13 ) 前12号に掲げるもののほか、クラブが会員に知らせた禁止行為

(注意・退去)

第7条 クラブは、第5条第1項第2号及び前条各号に違反する者(以下「違反者」という。)に対し、注意または事業からの退去を命ずることができる。

(入会拒否・除名)

第8条 クラブは、違反者に対し入会拒否、また既に入会している場合は除名することができる。

(入退会・会費)

第9条 クラブの入退会、会費に関する事項は別に定める。

(会費の返還)

第10条 納入された会費は原則として返還しない。

ただし、会員の責めに帰すべき事由がある場合は、第18条で定める運営委員会において審議する。

## 第3章 組 織

(役員等)

第11条 クラブに次の役員をおく。

- ( 1 ) 会長 1名
- ( 2 ) 副会長 2名以下
- ( 3 ) 運営委員 5名以上
- ( 4 ) 会計 1名から2名
- ( 5 ) 監事 2名
- ( 6 ) 顧問・参与 若干名

2 クラブにクラブマネージャーを1名以上おく。

(役員を選出)

第12条 会長は、正会員の中から総会の互選により選出する。

2 役員は、正会員の中から会長が推薦し、運営委員会の審議を経た後、総会において承認を得るものとする。

ただし、やむを得ない場合、会長は正会員以外の会員(及びクラブ関係団体)から役員を推薦することができる。

(役員の職務)

第13条 役員の職務は、主に次のとおりとする。

- ( 1 ) 会長は、クラブ代表として会務を総括するとともに、対外的交渉、クラブのPR及び発表等を行う。
- ( 2 ) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

- ( 3 ) 運営委員は、クラブの会務を分担する。
- ( 4 ) 会計は、クラブの会計を処理し、決算及び会計報告に関する任務にあたる。
- ( 5 ) 監事は、会計を監査する。
- ( 6 ) 顧問・参与は、重要な会務の諮問に応じる。
- 2 クラブマネージャーはクラブ全般の会務に対するマネジメントを行う。

( 役員の給与 )

第 1 4 条 役員の給与に関する事項は、別に定める。

( 役員の任期 )

第 1 5 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠または増員により就任した役員の任期は、役員改選までの残存期間とする。

## 第 4 章 会 議

( 会議 )

第 1 6 条 クラブに次の会議をおく。

- ( 1 ) 総会
- ( 2 ) 運営委員会
- ( 3 ) 三役会
- ( 4 ) 専門部会

( 総会 )

第 1 7 条 総会は、原則として 2 0 歳以上の会員及び役員をもって構成し、クラブの最高決定機関とする。

- 2 通常総会は、年 1 回、会長が招集する。
- 3 会長が必要と認めたときは臨時総会を招集することができる。
- 4 総会の議長は、出席した会員の中から選出する。
- 5 総会は第 1 項に定める構成員の過半数の出席により成立する。  
ただし、やむを得ない事情がある場合は委任状による出席を認める。
- 6 総会の議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 7 総会は、次の事項について決議する。
  - ( 1 ) クラブの基本方針に関すること。
  - ( 2 ) 規約の制定及び改廃に関すること。
  - ( 3 ) 年間事業計画及び報告に関すること。
  - ( 4 ) 年間予算及び決算に関すること。
  - ( 5 ) 役員に関すること。
  - ( 6 ) 会費に関すること。
  - ( 7 ) その他クラブ運営に関する重要事項。

( 運営委員会 )

第 1 8 条 運営委員会は会長、副会長、運営委員、会計、クラブマネージャーをもって構成する。

- 2 運営委員会は、総会から委任された事項及びクラブ運営のために会長が必要と認めた事項について審議・決定する。
- 3 運営委員会は、随時開催し、会長が招集する。
- 4 運営委員会の進行は、会長もしくはクラブマネージャーが行う。
- 5 運営委員会の議決には出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 6 運営委員会は、緊急を要し総会を開催することができない場合においてクラブの目的を達成するためやむを得ないと認められる時は、総会の権限に属する事項について事務し、承認・決定することができる。

( 三役会 )

- 第19条 三役会は、会長、副会長、クラブマネージャーを持って構成する。
- 2 三役会は、会長が必要とみなした時、または緊急を要し運営委員会を招集できない時に招集する。
  - 3 三役会は、運営委員会の権限に属する事項のうち、総会の権限に属さない事項について決定する事ができる。  
ただし、決定は全会一致とし、反対がある場合は運営委員会を招集しなければならない。

(専門部)

- 第20条 クラブには次の専門部会をおくことができる。
- (1) 総務部
  - (2) 事業部
  - (3) 広報部
  - 2 各部は、部長1名、副部長1名を運営委員の中から互選し、その他運営委員若干名及び部長が選出するボランティア会員若干名をもって構成する。
  - 3 各専門部会は事業を企画し、運営委員会の承認を得て実施にあたる。

## 第5章 会計

(資金)

- 第21条 クラブの資金は次のものとする。

- (1) 会費
- (2) 参加費
- (3) 事業による収入
- (4) 補助金
- (5) 助成金
- (6) 寄付金、協賛金
- (7) その他

(予算・決算)

- 第22条 クラブの予算は総会の議決によって定め、決算は監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第23条 クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

## 第6章 事故の責任

(事故の責任)

- 第24条 会員はクラブ事業に際し、事業管理責任者または指導者及び講師(以下「責任者」という。)の指示に従い、自己の責任において秩序ある行動をとらなければならない。
- 2 前項に違反して、傷害、盗難、器物破損等の事故が発生しても、責任者に対し一切の損害賠償を請求してはならない。

(保険の加入)

- 第25条 クラブ事業に参加する会員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。独自で傷害保険に加入している場合も同じ。
- 2 クラブは事業活動中の傷害等について、スポーツ安全保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

## 第7章 情報公開及び個人情報保護

(情報公開)

第26条 クラブは、クラブ事業に伴う情報を、会員及び活動エリア住民に公開するよう努めるものとする。

2 情報公開区分については運営委員会で審議する。

(個人情報の保護)

第27条 クラブ及び役員は、クラブ事業に伴い知り得た個人情報(以下「個人情報」という。)を目的以外に使用してはならない。また、取り扱いについては細心の注意を払わなければならない。

2 クラブ及び役員は、個人情報を保護し、決して漏えいしてはならない。なお、役員においては役員の職を退いた後も同じ。

## 第8章 細 則

(ロゴマーク)

第28条 クラブのロゴマークは下図のとおり定める。



2 前項に定めるロゴマークの一切の権限はクラブが所有し、クラブ以外の何人も無断で使用またはアレンジしてはならない。

(細則)

第29条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は運営委員会の議決により別に定める。

(規約の改正)

第30条 本規約は総会の議決によって随時改正することができる。

附 則

この規約は平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この規約は平成21年 5月 8日から施行する。